

いわみざわ公園野外音楽堂
指定管理者募集要項

令和7年8月
岩見沢市教育委員会

目 次

I	指定管理者の施設の管理に関する事項	
1	事業内容に関する事項	1
2	事業の適正な執行に関する事項	2
II	指定管理者の募集及び選定に関する事項	
1	応募者の参加資格要件	3
2	募集方法	3
3	優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定	6
4	募集スケジュール	6
5	応募に関する留意事項	7
6	資料	7
7	問合せ先・担当課	7

【 応募書類 】

指定管理者指定申請書	3 1
指定管理者事業計画書	3 2
施設の管理に係わる業務の収支計画書	3 5
宣誓書	3 6
申請資格申立書	3 7
公募(現地)説明会参加申込書	3 8
指定管理者の募集に関する質問書	3 9
共同事業体申請書	4 0
共同事業体連絡先一覧	4 1

いわみざわ公園野外音楽堂

指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号。以下「指定条例」という。）に基づき、公の施設であるいわみざわ公園野外音楽堂（以下「音楽堂」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者を募集します。

I 指定管理者の施設の管理に関する事項

1 事業内容に関する事項

（1）施設の概要

- ①施設の名称 いわみざわ公園野外音楽堂
- ②所在地 岩見沢市志文町815番地1
- ③建物の構造等
 - ア 開設年月 平成13年6月
 - イ 構造・規模 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
床面積 680.22㎡（うちステージ339.53㎡）
観客席 メインエリア 1,200㎡（収容人員 2,000人）
サブエリア 9,000㎡（収容人員12,000人）
敷地面積 25,583.00㎡
※施設平面図：別添のとおり（資料A-3）
 - ウ 付帯設備 観客用トイレ2棟（各男20・女24）
多目的トイレ2室
 - エ 開設期間 4月29日から11月3日まで
 - オ 開設時間 午前9時から午後10時まで
 - ※エ、オともに市長が必要と認めるときは、変更することができる。
- ④設置目的 薰り高い芸術・文化を創造・発信し、発展させていくとともに、市民が芸術・文化を享受する地域文化の推進を図るため。

（2）指定管理者の業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

- ①音楽堂の維持管理に関すること。
- ②音楽堂の使用の許可等に関すること。
- ③芸術・文化鑑賞機会の提供に関すること。
- ④その他岩見沢市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定めること。

（3）指定の期間

指定管理者が管理を行う期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の予定です。正式には、岩見沢市議会の議決により決定されます。

（4）管理に係る経費

指定管理者が利用料金収入やその他の事業収入等で管理運営経費を賄うことができない施設については、その差額を指定管理料（以下「委託料」という。）として岩見沢市（以下「市」という。）が予算の範囲内において支出いたします。

- ①委託料の協議

指定管理候補者選定後に、提案された指定管理期間の委託料について、候補者と優先的に協議を行い、不調となったときは、次点の候補者と協議し、指定管理候補者として選定いたします。

②会計年度の委託料の支払い

会計年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）を基準として支払います。尚、支払い時期及び支払い方法は、別途協定で定めます。

③経費の管理

管理業務に係る収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して管理してください。

（５）利用料金制の導入

①利用料金制

法第２４４条の２第８項の規定に基づく利用料金制を採用しますので、施設の利用料金収入は、指定管理者の収入として収受できます。

②利用料金の設定

利用料金の額は、いわみざわ公園野外音楽堂条例（平成１３年条例第３号。以下「音楽堂条例」という。）別表に定める使用料の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとします。

③利用料金の減免

利用料金を一定の基準で減免しているものがありますので、指定管理者においても同様の取扱いとします。

２ 事業の適正な執行に関する事項

（１）業務の委託

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、指定管理に伴う業務の一部を再委託することができます。

（２）法令等の遵守

業務を執行する上で、公の施設であることを念頭において、関係法令等がある場合は、これらを遵守しなければなりません。指定条例、音楽堂条例、いわみざわ公園野外音楽堂条例施行規則（平成１３年規則第１０号）のほか、特に次の法令を理解するとともに、遵守のための措置を講じてください。

①地方自治法

第２４４条第２項～指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

第２４４条第３項～指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

②岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第２号）において、指定管理者に個人情報保護のための義務が課せられます。

（３）事業報告書の提出

①月報の提出

指定管理者は、月報を作成し、委員会に提出してください。

②事業報告書の提出

指定管理者は、毎年４月３０日までに、管理の業務に関し前年度分の事業報告書を作成し、委員会に提出してください。

※月報及び事業報告書で報告すべき内容は、業務仕様書で定めます。

(4) 調査、指示等

委員会は、音楽堂の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理の業務又は経理の状況等に関し、定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。

(5) 指定の取消し等

委員会は、指定管理者が法令等の規定に違反したとき、協定に違反したとき、前項の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

Ⅱ 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の資格等

- ①応募者は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）とし、単独又は共同事業体で応募することができます。個人での応募は受け付けません。
- ②単独で応募した法人等は、共同事業体の構成員となることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。
- ③共同事業体で応募の場合は、代表する法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は、原則として認めません。

(2) 欠格事項等

次に該当する法人等は、応募者となることはできません。

- ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ていない者
 - ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④指定管理者の指定を管理の委託とみなし、法第92条の2（議員の兼業禁止）、同法第142条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
 - ⑤法人税、消費税、地方消費税及び岩見沢市税を滞納している者
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ※⑥については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

2 募集方法

(1) 募集要項の配布

- ①配 布 場 所 岩見沢市4条西3丁目1番地 （であえーる岩見沢4階）
岩見沢市教育委員会 生涯教育課（以下「担当課」という。）
TEL 0126-35-5129
- ②配 布 期 間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月14日（木）まで
（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで）
- ③そ の 他 募集要項、応募書類、公募(現地)説明会申込書等は、岩見沢市オフィシャルサイト（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすることができます。

(2) 公募(現地)説明会の開催

音楽堂の指定管理者応募予定団体を対象とした説明会を次のとおり実施します。

- ①開催日時 令和7年8月22日（金） 午前9時30分
- ②場 所 いわみざわ公園野外音楽堂（岩見沢市志文町815番地1）
- ③申込み 申請を予定している法人等は、必ず参加してください。また、参加希望者は、「公募(現地)説明会参加申込書」を8月15日（金）までに持参、郵送、電子メール又はFAXにより担当課へお申込みください。（持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで）
- ④留意事項 参加人数は、一法人につき2人以内（共同事業体で応募する場合は、各構成団体につき2人以内）とします。

（3）質問の受付及び回答

応募に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和7年8月15日（金）から令和7年8月29日（金）まで（必着）
- ②受付方法 「指定管理者の募集に関する質問書」により、要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、電子メール又はFAXにより担当課へ提出してください。（持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで）
- ③質問の回答 令和7年9月5日（金）までに、質問者のほかに公募(現地)説明会に参加した法人等宛てに、電子メール又はFAXにより回答します。また、質問の要旨及び回答は、ホームページに掲載すると共に、令和7年9月16日（火）まで担当課で閲覧します。
尚、質問に対する回答は、募集要項等を補足するものとします。
- ④その他 上記受付期間終了後の質問については、原則として受け付けいたしません。ただし、担当課がやむを得ないと判断したものについては、質問を受け付けて回答する場合があります。（この場合には、受付期間に提出された質問と同様に、公募(現地)説明会に参加した全ての法人等にお知らせし、ホームページにも掲載します。）

（4）応募書類の提出

申請に当たって支店長等の代表者以外の方が申請する場合は、代表者からの申請等に関する権限を委任する旨の委任状が別途必要となります。

- ①提出期間 令和7年8月15日（金）から令和7年9月16日（火）まで
（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで）
- ②応募方法 次の書類を担当課まで持参してください。
※郵送、電子メール、FAX 等による提出は受理しません。
- ③提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
 - イ 指定管理者事業計画書（以下「事業計画書」という。）
 - ウ 施設の管理に係わる業務の収支計画書（以下「収支計画書」という。）
指定期間内の各年度の収支予算を主な収入及び支出の項目に区分して示してください。また、収支予算の積算内訳についても示してください。
 - エ 法人は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3か月以内のもの）、法人以外の団体にあつては、規約、構成員名簿等
 - オ 法人は、申請日の属する事業年度の前年度事業における決算書、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳書及び財産目録、法人以外の団体にあつては、財務状況を明らかにする書類
 - カ 欠格事項に該当しない旨の宣誓書
 - キ 税等の納付確認をする書類

- 1) 岩見沢市の市税納税証明書
 - 2) 消費税及び地方消費税並びに法人税の納税証明書
※納税義務が無い場合は、その理由を申立書に記載
- ク 法人にあっては、申請日の属する事業年度の前年度事業における事業報告書、法人以外の団体にあっては、業務の内容を明らかにする書類

※ 共同事業体で応募の場合は、エからクまでの書類をそれぞれの法人、団体ごとに添付し、上記書類のほか、次の書類を提出してください。

- 1) 共同事業体結成に係る申請書及び協定書又はこれに相当する書類

共同事業体申請書

共同事業体協定書（任意様式）

※ 協定書には、出資比率、構成員ごとの担当業務、市からの指定管理料の分担受領比率及び構成員が債務不履行の場合の対応を必ず明らかにしてください。

- 2) 共同事業体連絡先一覧表

- 3) 委任状（任意様式）

・教育長あての委任状とし、共同事業体の代表を受任者、各構成員を委任者として書式で提出してください。各団体の所在地・商号（名称）・代表者名・当該申請に関する担当者名及び所在地連絡先を明記し、それぞれ代表者の印を押印してください。

・委任事項は

- ・指定管理者の指定の申請に関する事項
- ・提案書の提出及び協定の締結に関する事項
- ・応募の辞退に関する事項
- ・契約に関する事項
- ・その他、指定管理業務に関する事項

など適宜委任事項を明示してください。

④著作権の帰属

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市及び委員会が、指定管理者の選定の公表等に必要の場合は、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

⑤書類提出上の留意事項

ア 提出書類のサイズはやむを得ない場合を除き、原則A4縦、横書き左綴じとします。

イ 提出部数は原本1部、副本12部の13部とします。

※ただし副本の作成については、次の書類の添付は必要ありません。

- ・指定管理者申請書
- ・定款、登記簿謄本
- ・宣誓書
- ・税等の納付確認をする書類
- ・共同事業体申請書、協定書
- ・共同事業体連絡先一覧表、委任状

ウ 提出された書類は、理由の如何に問わず返却いたしません。

エ 提出された書類は、必要に応じて複写します。（市及び委員会での検討に必要な場合に限り使用します。）

オ 提出された書類は、情報公開の請求により、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき開示することがあります。

3 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

(1) 資格審査

指定申請書の提出後、応募者の参加資格要件について審査します。資格審査の結果、要件を満たさない応募者は、失格とします。

(2) 選定委員会による審査

指定管理者選定委員会を設置し、審査を行います。審査は、申請書類により行いますが、プレゼンテーションを実施する場合があります。プレゼンテーションを実施する場合は、別途連絡いたします。

【審査の視点】

審査は指定条例第4条に規定する基準を基本に、次のような観点から行います。

- ・利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- ・収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- ・地域への貢献や地域との連携に対する配慮がなされていること。

※上記の視点で審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(3) 優先交渉権者の選定

審査の結果、優先交渉権者を選定します。

(4) 選定結果の通知（10月上旬予定）

審査結果は、応募者に対して速やかに通知します。

※応募者全員が審査基準に満たなかった場合も、同様に通知します。

(5) 優先交渉権者との協議

選定後、優先交渉権者と協定内容の細目について協議を行います。優先交渉権者と協議が調わない場合は、再度選定を行い、優先交渉権者の変更とします。

(6) 指定管理者の指定（12月下旬予定）

優先交渉権者との協議後、議会に指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決後、指定管理者として指定します。

(7) 指定管理者との協定の締結（3月中旬予定）

①協定の締結

市は、指定管理者と協定を締結します。協定は、施設管理等に関する細目的事項を定めた協定書及び市が支払うべき管理費の額等を定めた年次協定書により締結します。

②協定で定める事項

- ・指定期間に関する事項
- ・管理業務の内容に関する事項
- ・利用料金（減免含む。）に関する事項
- ・事業報告及び業務報告に関する事項
- ・市が支払うべき管理費用に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・その他市長及び委員会が定める事項

4 募集スケジュール

項目	月日
募集要項等の配布	令和7年8月1日（金） ～令和7年8月14日（木）
申請書等の提出	令和7年8月15日（金） ～令和7年9月16日（火）

質問事項の受付	令和7年8月15日（金） ～令和7年8月29日（金）
説明会の参加申込	令和7年8月1日（金） ～令和7年8月15日（金）
説明会の実施	令和7年8月22日（金）
質問事項への回答期限	令和7年9月5日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年10月上旬
選定委員会による審査 （指定管理者候補者の選定）	令和7年10月上旬
指定管理者候補者の報告 （定例教育委員会での報告）	令和7年11月定例会
指定管理者の指定の議決	令和7年12月議会
協定の締結及び引継ぎ	令和8年3月中旬
指定管理開始	令和8年4月1日（水）

5 応募に関する留意事項

（1）応募内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

（2）虚偽を記載した場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合又は関係法令等の規定に違反している場合は、失格とします。

（3）費用負担

応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。

（4）応募者名等の公表

応募者名、審査経過、結果等については、ホームページへの掲載等により公表する場合があります。

（5）応募の辞退

応募後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6 資料

[資料A-1]いわみざわ公園野外音楽堂位置図	8
[資料A-2]いわみざわ公園野外音楽堂敷地図	9
[資料A-3]いわみざわ公園野外音楽堂平面図	10
[資料A-4]いわみざわ公園野外音楽堂収支実績書（令和3～6年度）	13
[資料A-5]いわみざわ公園野外音楽堂利用実績書（令和3～6年度）	17
[資料A-6]岩見沢市教育委員会所管使用料減免基準	18

7 問合せ先・担当課

岩見沢市教育委員会 生涯教育課

〒068-0024

岩見沢市4条西3丁目1番地（であえーる岩見沢4階）

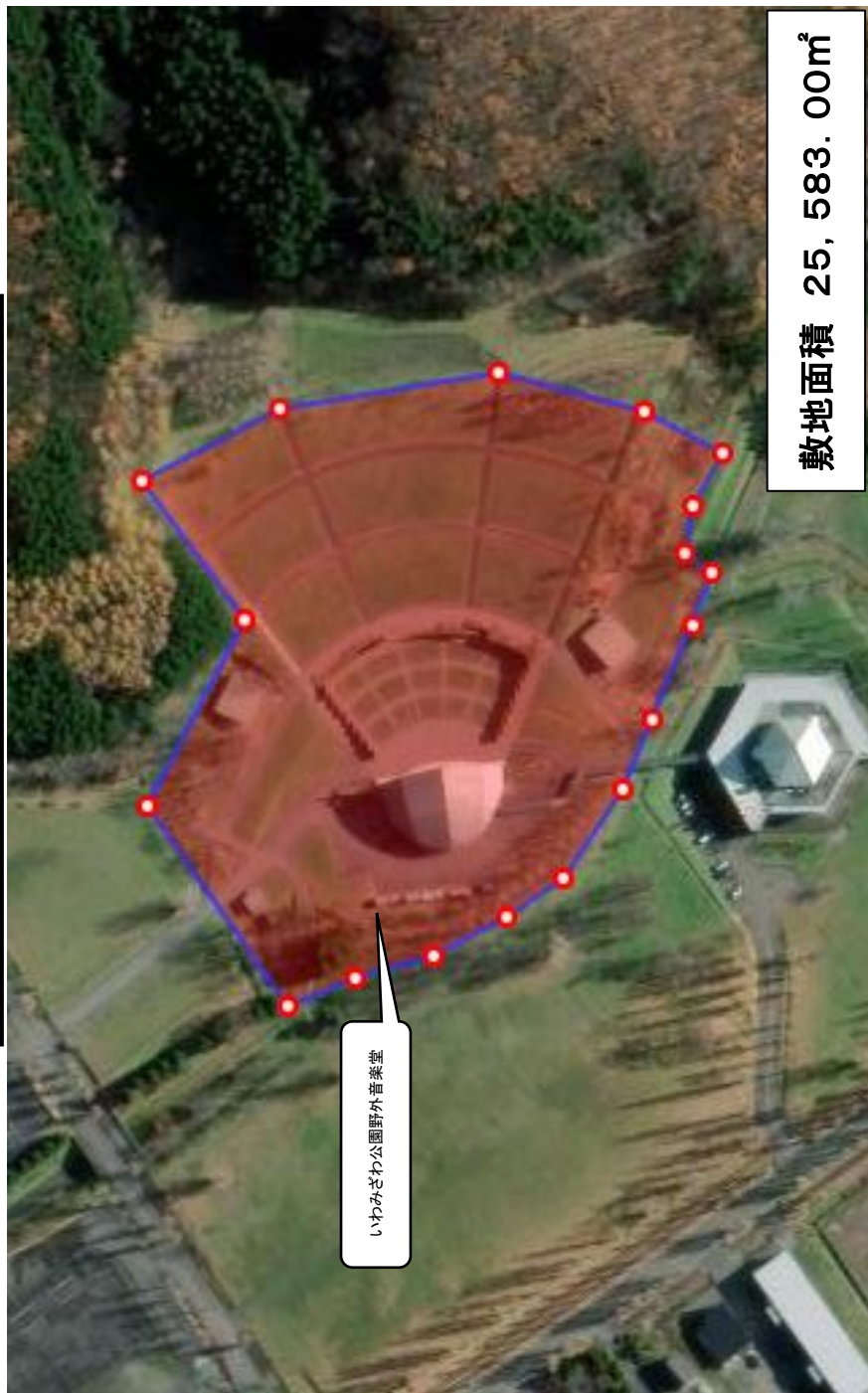
TEL : 0126-35-5129

FAX : 0126-25-2995

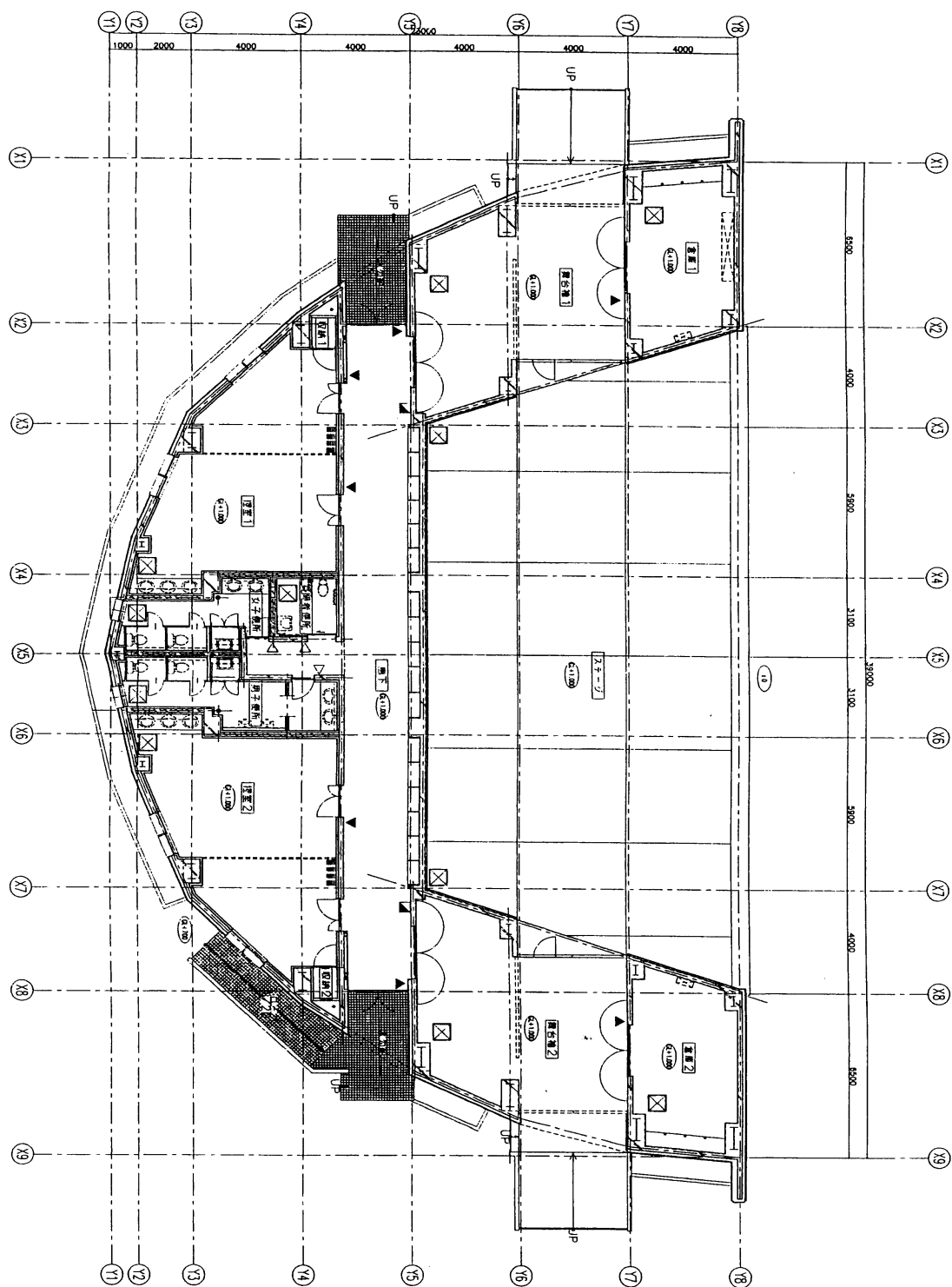
E-mail : si-bunka@city.iwamizawa.lg.jp

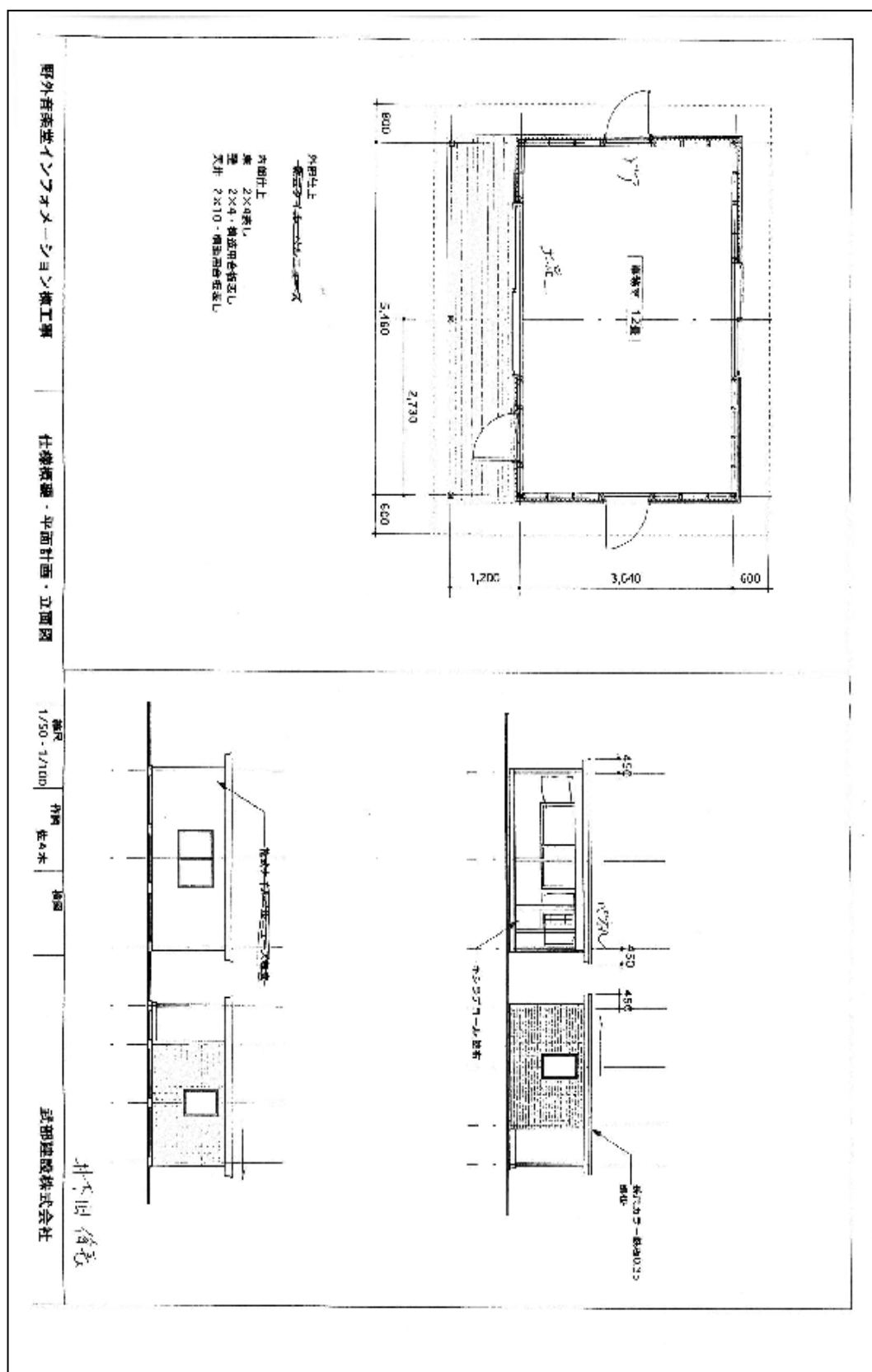


いわみざわ公園野外音楽堂敷地図

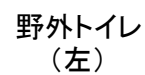
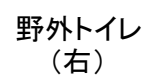


いわみざわ公園野外音楽堂平面図





いわみざわ公園野外音楽堂



いわみざわ公園野外音楽堂収支実績表(令和3年度)

1. 歳入

予算科目	実績	適 用
利用料金収入	413	貸館
委託料	20,217	指定管理委託料
その他収入	1,606	出店コーディネート収入、雇用調整助成金 他
合計(A)	22,236	

2. 歳出

予算科目	実績	適 用
人件費	17,720	正職3名、臨時1名、バイト1名、法定福利費
旅費	42	
需用費	1,380	
消耗品費	155	
燃料費	136	
光熱水費	688	水道光熱費
修繕料	401	施設修繕、車両点検
その他		
役務費	487	
通信運搬費	316	電話料・郵便料
保険料	82	
リース料	89	
委託料	3,691	音響機器保守 150 千円 舞台機器保守 451 千円 機械警備 209 千円 芝管理 1,894 千円 会計処理 330 千円 WEB保守 148 千円 廃棄物処理 263 千円 危険木撤去 246 千円
使用料及び賃借料	557	事務室、控え室賃借料
租税公課	903	消費税等
雑費	96	
合計(B)	24,876	

差引(A-B)	△ 2,640	
---------	---------	--

いわみざわ公園野外音楽堂収支実績表(令和4年度)

1. 歳入

予算科目	実績	適 用
利用料金収入	3,812	貸館
委託料	20,607	指定管理委託料
その他収入	795	出店コーディネート収入 他
合計(A)	25,214	

2. 歳出

予算科目	実績	適 用
人件費	10,864	正職2名、臨時1名、バイト1名、法定福利費
旅費	49	
需用費	2,127	
消耗品費	165	
燃料費	101	
光熱水費	817	水道光熱費
修繕料	784	施設修繕、車両点検
その他	260	
役務費	480	
通信運搬費	285	電話料・郵便料
保険料	106	
リース料	89	
委託料	6,988	音響機器保守 150 千円 舞台機器保守 528 千円 機械警備 209 千円 芝管理 1,894 千円 会計処理 330 千円 WEB保守 132 千円 廃棄物処理 38 千円 ガラス清掃 33 千円 施設管理業務 3,674 千円
使用料及び賃借料	556	事務室、控え室賃借料
租税公課	1,387	消費税等
雑費	79	
合計(B)	22,530	
差引(A-B)	2,684	

いわみざわ公園野外音楽堂収支実績表(令和5年度)

1. 歳入

予算科目	実績	適 用
利用料金収入	2,828	貸館
委託料	20,901	指定管理委託料
その他収入	1,286	公共施設持続化給付金、雑収入
合計(A)	25,015	

2. 歳出

予算科目	実績	適 用
人件費	16,409	正職2名、臨時1名、バイト1名、法定福利費
旅費	93	
需用費	1,644	
消耗品費	156	
燃料費	73	
光熱水費	802	水道光熱費
修繕料	374	施設修繕、車両点検
その他	239	
役務費	483	
通信運搬費	299	電話料・郵便料
保険料	95	
リース料	89	
委託料	3,438	音響機器保守 150 千円 舞台機器保守 528 千円 機械警備 209 千円 芝管理 1,894 千円 会計処理 353 千円 WEB保守 132 千円 廃棄物処理 44 千円 ガラス清掃 27 千円 その他 101 千円
使用料及び賃借料	554	事務室、控え室賃借料
租税公課	574	消費税等
雑費	89	
合計(B)	23,284	
差引(A-B)	1,731	

いわみざわ公園野外音楽堂収支実績表(令和6年度)

1. 歳入

予算科目	実績	適 用
利用料金収入	3,511	貸館、自主事業
委託料	20,901	指定管理委託料
その他収入	1,060	公共施設持続化給付金、雑収入
合計(A)	25,472	

2. 歳出

予算科目	実績	適 用
人件費	16,810	正職2名、臨時1名、バイト1名、法定福利費
旅費	85	
需用費	1,959	
消耗品費	142	
燃料費	61	
光熱水費	803	水道光熱費
修繕料	675	施設修繕、車両点検
その他	278	
役務費	459	
通信運搬費	286	電話料・郵便料
保険料	98	
リース料	75	
委託料	3,558	音響機器保守 165 千円 舞台機器保守 528 千円 機械警備 209 千円 芝管理 1,894 千円 会計処理 376 千円 WEB保守 132 千円 廃棄物処理 35 千円 ガラス清掃 27 千円 水抜き・開栓作業 126 千円 その他 66 千円
使用料及び賃借料	911	事務室、控え室賃借料、会場使用料
租税公課	1,016	消費税等
雑費	79	
合計(B)	24,877	
差引(A-B)	595	

いわみざわ公園野外音楽堂利用実績書（令和3～6年度）

年度 月	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	利用人数	件数	利用人数	件数	利用人数	件数	利用人数
4月								
5月								
6月			1	300	1	400	1	500
7月	1	98	2	330	1	30,000	2	40,200
8月			3	1,777	1	811	4	100
9月			2	27,441			1	1,100
10月			1	176				
11月								
合計	1	98	9	30,024	3	31,211	8	41,900

市教育委員会所管使用料減免基準(社会教育施設分)

減 免 対 象	割合等
1. 市又は教育委員会が主催する事業	10割
2. 市又は教育委員会が共催する事業	5割
3. 障害者(団体を含む)及び引率者	10割
4. 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校が主催する行事	10割
5. 市内の高校が主催する行事	5割
6. 中学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的規模以上の競技会、研修会、講習会等で使用	10割
7. 高等学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的規模以上の競技会、研修会、講習会等で使用	5割
8. 専用使用する研修会、講習会等で指導に専念する指導者が使用	10割
9. その他公益及び文化・スポーツ振興上特に教育委員会がその必要を認めた場合	その都度教育委員会が定める

※市民会館及び文化センターを除く

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岩見沢市教育委員会

教育長 吉 永 洋 様

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

㊞

岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 施設 の 名 称 いわみざわ公園野外音楽堂

2 施設の所在地 岩見沢市志文町8 1 5 番地 1

3 提出書類

(1) 指定管理者事業計画書

(2) 施設の管理に係わる業務の収支計画書

(3) 法人は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3か月以内のもの）、法人以外の団体にあつては、規約、構成員名簿等

(4) 法人は、申請日の属する事業年度の前年度事業における貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の団体にあつては財務状況を明らかにする書類

(5) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書

(6) 納税証明書（法人税、消費税、地方消費税及び岩見沢市税について未納が無いことの証明）

(7) 法人は、申請日の属する事業年度の前年度事業における事業報告書、法人以外の団体にあつては業務の内容を明らかにする書類

(8) 共同事業体結成に係る申請書及び協定書又はこれに相当する書類

(任意様式)

指定管理者事業計画書

令和 年 月 日

施設名				
団体名		設立年月日	年 月 日	
代表者名		生年月日	年 月 日	
団体所在地				
電話番号		FAX番号		
運営実績（施設名）	所在地	主な業務内容	運営期間	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
公の施設事業計画書（別紙可）				
【施設の管理業務に対する基本方針について】 ※ 施設の設置目的を達成するための管理業務全般についての基本方針を記入して下さい。				
【施設の職員について】				
1 職員の配置及び業務分担について				
(1) 配置 職員総数 () 人 うち岩見沢市民 () 人				
内訳 常 勤 () 人 業務分担				
非常勤 () 人 業務分担				
その他 () () 人 業務分担				
(2) 管理体制（組織図）について				
※ 指揮命令系統がわかる組織図を記入して下さい。				

2 職員の研修について

※ 接遇、事業に関する研修の考え方を記入して下さい。

【施設の管理運営について】

1 サービスを向上させるための方策について

※ サービスの向上の具体策を記入して下さい。

2 利用者のニーズの把握と苦情処理の対応について

3 施設の管理保守点検業務（清掃、警備、除排雪、その他の設備）について

4 経理について

※ 経理を適切に行うための方法を記入して下さい。

5 管理経費の縮減について

【個人情報の保護の措置について】

※ 個人情報の保護に関する考え方と情報管理体制について記入して下さい。

【緊急時等対策について】

1 防犯、防災の対応について

※ 防犯、防災に関する取り組みや利用者の安全を確保する対策を記入して下さい。

2 その他緊急時の対応について

※ 緊急時の連絡体制等について記入して下さい。

【地域への貢献や地域との連携について】

1 地域への貢献について

※ 地域への貢献に対する具体策を記入して下さい。

2 地域との連携について

※ 地域と連携した施設の利活用等について、具体策を記入して下さい。

【その他施設の管理運営に対する提案事項があれば記入してください】

※ 申請者が持っている施設の管理運営に関しての具体的アイデア等を記入して下さい。

※ 評価の基準となるため、具体的な考えや取り組み方針を詳細に記載して下さい。

※ 事業計画書の大きさはA4判として、施設ごとに上記内容を記載して下さい。様式はこれによる必要はありません。また、適宜、資料を添付して下さい。

(任意様式)

施設の管理に係わる業務の収支計画書（令和 年度分）

（法人・団体名 _____）

（単位：千円）

項 目		積 算 内 訳	予 算 額
収 入 項 目	利用料金		
収入合計 (A)			
支 出 項 目	人件費		
	消耗品		
	燃料費	ガソリン代	
		灯油代	
	光熱水費	電気料	
		水道料	
	印刷製本費		
	修繕料		
	通信運搬費		
	手数料		
	委託料	清掃委託料	
		警備委託料	
	使用料及び賃借料		
支出合計 (B)			
市からの委託料 (B) - (A)			

- 1 施設ごとに作成して下さい。また、支出項目の各経費は、消費税及び地方消費税額を含めた額を記載して下さい。
- 2 収入・支出の各項目の積算内訳（単価×人数等）を別に添付する場合、A 4 版とし様式は自由です。
- 3 年間（12月）の収支を記入して下さい。
- 4 毎年度ごとに作成して下さい。（指定申請期間の毎年度収支見込みが同じであれば1枚の提出でも可）

宣 誓 書

令和 年 月 日

岩見沢市教育委員会
教育長 吉 永 洋 様

申請者 住 所
名 称

代表者氏名

(生年月日)

年 月 日

⑨

岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による、次の施設の指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請資格に関する宣誓をいたします。

施 設 の 名 称 いわみざわ公園野外音楽堂

記

次の事項のいずれにも該当しません

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ていない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- 5 法人税、消費税、地方消費税及び岩見沢市税を滞納している者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

申 請 資 格 申 立 書

令和 年 月 日

岩見沢市教育委員会
教育長 吉 永 洋 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者名

㊟

岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による、次の施設の指定管理者の指定を受けたいので次のとおり申請資格について申し立てます。

施設名 いわみざわ公園野外音楽堂

記

- 1 次の書類については提出できないので、その理由を申し立てます。

書類名

理 由

公募（現地）説明会参加申込書

岩見沢市教育委員会
生涯教育課 宛

いわみざわ公園野外音楽堂指定管理者の公募（現地）説明会への参加を、下記のとおり申し込み
ます。

団 体 名				
所 在 地				
代表者氏名				
担 当 部 署				
参 加 者	役 職		氏 名 (担当者)	
	役 職		氏 名	
電 話 番 号				
F A X 番 号				
E - M a i l				

指定管理者の募集に関する質問書

岩見沢市教育委員会
生涯教育課 宛

団 体 名		
(質問事項)		
担当者氏名及び連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E - M a i l	

備考： 質問は本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめ記載すること。

共 同 事 業 体 申 請 書

令和 年 月 日

岩見沢市教育委員会

教育長 吉 永 洋 様

共 同 事 業 体 代 表 者

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

⑩

代表者生年月日

年 月 日

いわみざわ公園野外音楽堂指定管理者の募集に参加するため、募集要項に基づき、次のとおり共同事業体を結成し、別紙のとおり協定書を添付し申請します。

尚、指定管理者に指定された場合は、各構成団体は、いわみざわ公園野外音楽堂の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

【共同事業体の名称】

【共同事業体事務所所在地】

【共同事業体の構成団体】

〈 構 成 団 体 〉

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

⑩

代表者生年月日

年 月 日

〈 構 成 団 体 〉

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

⑩

代表者生年月日

年 月 日

【共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間】

令和〇年〇〇月〇〇日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。

ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合は、ただちに解散します。

また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に岩見沢市の承認がなければこれを行うことができないものとします。

【添付書類】 1 協定書（様式任意）
2 共同事業体連絡先一覧

【そ の 他】 1 協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはいたしません。
2 協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

共 同 事 業 体 連 絡 先 一 覧

令和 年 月 日

(共同事業体の名称)

〔代表構成団体 担当者連絡先〕

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail

〔構成団体 担当者連絡先〕

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail

〔構成団体 担当者連絡先〕

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail
